

特定外来生物から 原村の自然環境を守ろう!



●表紙写真／「園児 ひつじとふれ合い」
5月16日、こひつじ幼稚園に障害者生活介護施設「この街学園」からひつじのあずき♀が訪れ、子どもたちと交流しました。以前にも何度か、子どもたちが学園へ行き飼育されている動物とふれあう機会はあったそうですが、この日は初めて幼稚園へ動物が連れて来られました。子どもたちは興味津々で怯むことなくひつじに触れ、みんなでリードを持って園庭を散歩しました。ひつじを取り囲むと、学園の方からひつじの毛や生態について学びました。

人の動き

・人口	7,898人	(+10)
・男	3,918人	(+7)
・女	3,980人	(+3)
・世帯数	3,154世帯	(+4)
・転入	32	
・転出	19	
・出生	3	
・死亡	6	

平成28年6月末現在。
()内は前月比。

《特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律》：平成十七年施行

被害の防止に関する法律

元々その地域に存在がなかったにもかかわらず、人間活動によって他の地域から持ち込まれた生物(外来生物)のうち、地域の自然環境に大きな影響を与えたり、農作物に被害を与えたりするものを、この法律では

特定外来生物

として指定しています。

特定外来生物を生きたまま運搬することは規制されていますが(枯死させたものは運搬可能)、特定外来生物である植物の防除を目的として、次の要件を満たすものは、その「運搬」には該当しないとされています。また、オオハンゴンソウ等の防除は、抜き取りが効果的な方法です。

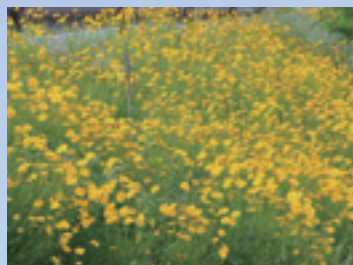
- ◇ 処分することを目的として、ごみの焼却施設等に運搬すること
- ◇ 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられていること
- ◇ 公表された活動に伴って運搬すること

《外来生物被害予防三原則》

- ・ 入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない!
- ・ 捨てない 飼っている外来生物を自然のなかに捨てない!
- ・ 拡げない 自然のなかにいる外来生物は他の地域に拡げない!

在来植物の生育環境を奪うなどの影響が出ている

オオキンケイギク



北アメリカ原産の多年草で、5月～7月の間、直径5cm～7cm程の鮮やかな黄色の花を咲かせます。高さ30cm～70cmくらいまで生育し、道端や線路脇、河川敷などに多く見られます。もともと繁殖力が強く生育も早いです。

葉は、細長いヘラのように先の方がふくらんだ形をしており、表面に荒い毛が生えているのが特徴です。花びらの先はギザギザしています。よく似ているキバナコスモスは、花びらの先のギザギザが少なく、葉が細かく分かれており、咲く時期も6月～10月と遅いです。

オオキンケイギク



キバナコスモス



《文・写真提供 安曇野市》

在来の植物などを押しつけ、一面に拡がるのが懸念されている

オオハンゴンソウ



北アメリカ原産のキク科で、日本へは明治中期に観賞用として導入され、一九五五年に野生化が確認されました。また、オオハンゴンソウの園芸品種で「ヤエザキオオハンゴンソウ」と呼ばれるハナガサギクもあります。この花も特定外来生物です。

高さは1m～3mまであり、7月～10月頃にかけて6cm～10cmくらいの花が咲きます。

《引用 環境省ホームページ》

オオハンゴンソウ



ハナガサギク(ヤエザキオオハンゴンソウ)この花もオオハンゴンソウなのです。



特定外来生物の駆除 作業ボランティア募集

村内にも特定外来生物に指定されている植物の繁殖が見られます。いったん拡がってしまった外来生物を駆除するためには、たくさんの労力や時間、費用もかかります。

駆除をするとき、多年草は根が残るとそこからまた芽生えてくるため、抜き残さないようにスコップ等で根から抜き取る方法が一番有効です。なお、生育している周囲の土にはタネが含まれているため、他の場所に移動させないように注意する必要があります。

また、村では、今年度、元気づくり支援金を活用した、オオハンゴンソウの駆除作業を計画しています。次号の広報で、作業をしていたくボランティア募集の案内を掲載しますので、皆様のご協力をお願いします。

特定外来生物についてのお問い合わせは環境係までお願いします。

建設水道課環境係

☎79・796333 (直通)

7月は

『青少年の非行・被害防止強調月間』です

～みんなで守ろう原村の子どもたち～

◎子どもたちをインターネット犯罪から守ろう

インターネットは便利な反面、危険もいっぱい！
パソコンや携帯電話・スマートフォンは、インターネットを利用して、手軽に自らの情報を発信したり興味のある情報を手に入れたりできる大変便利な道具です。

しかし一方で、使い方を誤ると他人に迷惑をかけたり犯罪に巻き込まれたりする危険もはらんでいます。そうしたことにならないよう日頃からインターネットの危険性について、しっかりと子どもに教えるとともにルールやマナーについて話し合っていきましょう。



●情報モラルを守ること

子どもに携帯電話を持たせる際は、「連絡のため」「所在確認のため」など、目的を子どもに理解させましょう。

使い方によっては有害サイトや悪意のある人と接触する危険性が潜んでいることを伝え、有害情報に対する危機意識を持たせ、トラブルに巻き込まれたり、起こしたりすることのないよう「責任感」を自覚させましょう。



●携帯電話によるネットの利用実態、ご存知ですか？

- 子どもたちは携帯電話を次のような使い方もしています。
- 学校内外を問わず友達とのメールのやりとり
 - SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
 - ゲームサイトで遊ぶ

●フィルタリングの活用

子どもに見せるのが好ましくないネット上の有害サイトを一定の基準で判断し閲覧を制限するサービスです。

子どもの年齢や家庭の方針に合わせて活用形態を選択することができます。能力や年齢、利用目的に応じて環境を整えてあげましょう。



●家庭でのルールづくり 保護者が利用状況を把握する

携帯電話やパソコンの利用について、下記の例を参考に家庭の中でのルールを作ってみてはいかがでしょうか。

- 利用料金、使い方を決める
- 困った時は親に相談する
- 携帯利用は学校の規則を守る
- 個人情報や他人の悪口を書き込まない
- 迷惑メールは無視する
- 出会い系サイトにはアクセスしない



原村教育委員会 原村青少年健全育成協議会

原村 弘沢上フラワー団地

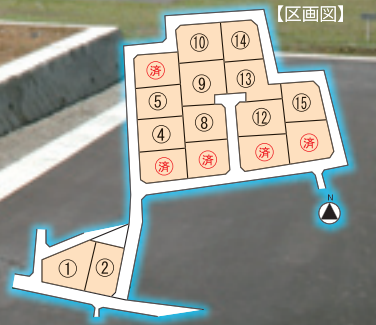
～豊かな自然に囲まれた 環境が魅力な住宅地～

村の中心地に程近く、生活・文化・交通など、暮らしやすい快適な生活環境が整った立地条件の住宅地です。

弘沢上フラワー団地のご購入希望者をご紹介ください！

原村土地開発公社では、「弘沢上フラワー団地」の購入者をご紹介いただいた方に、紹介謝礼金をお支払する【住宅分譲地紹介謝礼金制度】をはじめました。

- 【謝礼金】1区画につき **30万円**
- 【対象者】個人または業者（個人の場合は購入者と同一世帯に属さない者）
- 【支払い条件】
- ・購入希望者が分譲申込書を提出をする前に、当公社に「購入者紹介書」を提出すること。
 - ・紹介した宅地の売買契約が締結され、分譲代金が完納された場合に限りです。



【分譲地面積・価格】

区画	面積	価格（坪単価）
①	409.99 m ² (124.0 坪)	883.9 万円 (71,282 円)
②	365.34 m ² (110.5 坪)	787.7 万円 (71,285 円)
③	352.33 m ² (106.6 坪)	売却済
④	337.83 m ² (102.2 坪)	766.9 万円 (75,039 円)
⑤	334.28 m ² (101.1 坪)	758.6 万円 (75,035 円)
⑥	328.95 m ² (99.5 坪)	売却済
⑦	369.26 m ² (111.7 坪)	売却済
⑧	372.48 m ² (112.7 坪)	845.7 万円 (75,040 円)
⑨	438.49 m ² (132.6 坪)	995.0 万円 (75,038 円)
⑩	379.27 m ² (114.7 坪)	860.7 万円 (75,039 円)
⑪	379.57 m ² (114.8 坪)	売却済
⑫	382.78 m ² (115.8 坪)	868.9 万円 (75,035 円)
⑬	405.95 m ² (122.8 坪)	921.5 万円 (75,041 円)
⑭	354.24 m ² (107.2 坪)	804.4 万円 (75,037 円)
⑮	350.26 m ² (106.0 坪)	795.4 万円 (75,038 円)
⑯	404.82 m ² (122.5 坪)	売却済

※土地面積は確定面積で、登記面積と一致しています。
分譲地面積には、法面・ブロック積みを含みます。

【案内図】



分譲地の位置
中央高原入口信号から南側へ100mほど進み左折350mほど進み左側（「宅地分譲」の看板あり）

【周辺施設】

- ・原村役場、原小学校……（徒歩約15分）約1.2km
- ・原村保育園、原村図書館……（徒歩約16分）約1.3km
- ・原中学校……（徒歩約20分）約1.7km
- ・Aコープ原村店……（徒歩約16分）約1.3km
- ・原郵便局……（徒歩約17分）約1.4km

申込資格

- ① 自らが居住するための住宅用地を必要としている方。
- ② 宅地の引渡しを受けてから3年以内に、住宅（一戸建てに限る）を建築し入居できる方。
- ③ 当社が別に定める期日までに、売買代金の納入ができる方。

その他

- ① 分譲に関する詳細は、原村土地開発公社事務局窓口で備付けの「分譲地案内」をご覧ください。
- ② 分譲地案内には、注意事項や宅地分譲要綱が記載されていますので必ず事前にお読みください。
- ③ 分譲地案内は村ホームページでもご覧いただけます。

【分譲地概要】

●所在地 / 諏訪郡原村字栃の木（弘沢） ●地目 / 宅地 ●所有者 / 原村土地開発公社 ●用途地域 / 無指定 ●道路 / 村道（アスファルト舗装） ●電気 / 中部電力株式会社 ●ガス / 各戸プロパンガス ●水道 / 原村上水道（加入金φ13mm54,000円必要） ●し尿及び雑排水 / 公共下水道（負担金不要） ●雨水 / 道路側溝より河川放流

魅力的な原村の施策

- ① **若者定住促進新築住宅補助金**
若者の定住を促進するために、平成32年度までに住宅の新築または新築住宅の購入をした場合に、50万円を補助します。
- ② **太陽光発電システム設置補助金**（平成26年4月1日～平成29年3月31日まで）
環境にやさしいまちづくりを推進するため、一般住宅用の太陽光発電システムの設置に要する費用の10%以内（上限あり）を補助します。
- ③ **医療費特別給付金**
高齢者や満18歳までのお子さん、障害者、ひとり親家庭等の医療費を無料化しています。
- ④ **保育料の負担軽減**
保育料について、同時入所問わずに第2子は半額、第3子以降を無料とし、子育て負担の軽減を図っています。

※上記については要件や上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

原村土地開発公社事務局（原村役場 2F 総務課企画係内）

〒391-0192 諏訪郡原村 6549-1 TEL.0266-79-2111 FAX.0266-79-5504 URL <http://www.vill.hara.nagano.jp/>